

本通知は、令和7年8月26日付事務連絡で実施した「公立文教施設に係るインフラ長寿命化計画に基づく取組状況調査について（依頼）」について、その結果の共有と併せて、個別施設計画の早期策定や適時の見直し、法定点検及び維持管理の適切な実施などについて、依頼を行うものです。

7施企第72号
令和8年3月23日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各都道府県社会教育施設主管課長
各都道府県スポーツ施設主管課長
各都道府県文化会館等主管課長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
瀬戸 信太郎

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長
福島 崇

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
高田 行紀

スポーツ庁参事官（地域振興担当）
廣田 美香

文化庁企画調整課長
桐生 崇

個別施設毎の長寿命化計画に係る調査等の結果について（通知）

令和7年8月26日付事務連絡で実施した「公立文教施設に係るインフラ長寿命化計画に基づく取組状況調査について（依頼）」による調査の結果について下記のとおりお知らせします。

調査の結果、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）^{※1}における個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）については、策定期限である令和4年度^{※2}を過ぎているにもかかわらず、策定が完了していない設置者が別紙1～4のとおり見られました。また、文教施設の点検状況等については、別紙5のとおり、法定点検^{※3}にもかかわらず未実施であった設置者が見られました。

については、下記の内容を踏まえ、個別施策計画の策定や内容の充実、施設の適切な点検及び維持管理等に取り組むようお願いします。

なお、文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）については令和8年3月で計画期間が終了しますが、現在、国土交通省の社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会インフラマネジメント戦略小委員会において、令和7年1月に埼玉県八潮市において発生した下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた今後のインフラのマネジメントの在り方について検討が進められていることから、文部科学省においても、この検討に合わせた行動計画の改定を予定しておりますので、ご承知おき願います。

このことについて、都道府県教育委員会及び都道府県知事部局におかれては、域内の市区町村教育委員会及び市区町村首長部局に対して、周知いただくとともに適切に指導いただくようお願いいたします。

記

【調査結果】

○個別施設計画の策定状況及び施設の点検状況等

個別施設計画が未策定の設置者については別紙1～4、点検状況等の概要については別紙5を御参照ください。

また、これらの調査結果の一部は、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議及び経済財政諮問会議等の会議資料として今後公表される可能性があります。

【調査結果を踏まえた対応について】

1. 個別施設計画の策定の徹底について

個別施設計画が未策定の設置者におかれては、下記の点を踏まえて、早急かつ確実に計画を策定するよう改めてお願いします。

(1) 国の支援策の活用

文部科学省では、従前より、各設置者における個別施設計画の策定を促進するために、別紙6のとおり、具体的な計画策定のノウハウや事例を周知するなど、各施設に応じた様々な支援策を講じており、未策定の設置者におかれては、これらの支援策も積極的に活用の上、計画を策定願います。

(2) 相談窓口の活用

文部科学省では、引き続き個別施設計画の策定に関する一元的な相談窓口を設置しておりますので、策定に関する質問があればお問い合わせください。

2. 個別施設計画の内容の充実について

「経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表2025」（令和7年5月26日経済財政諮問会議）（以下「進捗管理表」という。）では、個別施設計画の見直し・内容充実を図ることとされています。

既に個別施設計画を策定した設置者におかれても、下記を踏まえた対応をしていただくようお願いいたします。その際、個別施設計画の内容充実の観点を別紙7にまとめていますので、御参照ください。

(1) 策定した個別施設計画の公表

策定した個別施設計画については、維持管理・更新の必要性について地域住民への理解を促進するためにも情報共有を図ることが重要であり、公表することが支障になる情報を除いた上で、積極的に公表願います。

(2) 個別施設計画の内容充実や適時の計画の見直し

管理施設について、機能向上や現代的な性能に対応するとともに、効率的・効果的な施設整備を図る必要があることから、これらの観点を個別施設計画に盛り込み、内容の充実を行うようお願いいたします。特に、進捗管理表における取組のため、個別施設計画におい

て、域内の児童生徒数や学級数の推移・推計等を踏まえているかどうかや維持管理・更新に係るトータルコストの縮減、予算の平準化、複数の整備案のコスト比較、部局横断的な検討体制を構築し、コスト最適化を図る観点が盛り込まれているかどうかの確認を行っていく予定としておりますので、計画の内容充実に積極的に取り組むようお願いいたします。

また、点検・診断の結果等を踏まえて、適時に計画の見直しを行うようお願いいたします。

3. 法定点検の実施及び適切な維持管理について

点検の実施状況については、法定点検にもかかわらず未実施であった設置者が存在します。該当する管理者においては、施設の安全性維持の観点から、関係部局等と連携しつつ、速やかに法令に基づく点検を実施するようお願いいたします。

また、法定点検の結果、要是正事項があった場合には、早期に修繕等を行うとともに、早期に実施できない事項については、計画的に修繕等を行うなど、適切な維持管理に努めるようお願いいたします。

なお、建築基準法第12条に基づく定期点検の制度により義務付けられるものに加え、建築基準法第8条第1項の規定により、全ての学校設置者に対して、建築物を常時適法な状態に維持するよう努力義務が課されていること等から、文部科学省では、法定点検の実施義務がない学校設置者に対しても、建築基準法や関係告示を参考に有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう要請しています。

さらに、文教施設における維持管理についての好事例として、これまでのインフラメンテナンス大賞^{※4}にて受賞されている取組事例を参考にするとともに、先進的な取組がございましたら、第10回以降、積極的に御応募いただくようお願いいたします。

※1 インフラ長寿命化基本計画【抜粋】

IV.インフラ長寿命化計画等の策定

2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、(中略)メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

※2 令和2年度までのできるだけ早い時期に策定することとしていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2021」(令和3年12月23日経済財政諮問会議)にて、策定期限が令和4年度まで延長されました。

※3 本調査における「法定点検」とは、建築基準法第12条第1項及び同法第12条第2項に基づく定期点検を指します。

※4 第9回インフラメンテナンス大賞(令和8年1月19日受賞者決定)について

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html

インフラメンテナンス大賞は、日本国内の社会資本のメンテナンス(以下「インフラメンテナンス」という。)に係る優れた取組や技術開発を表彰するものです。表彰により、好事例として広く紹介することで、我が国のインフラメンテナンスに関わる事業者、団体、研究者等の取組を促進し、メンテナンス産業の活性化を図るとともに、インフラメンテナンスの理念の普及を図ることを目的として例年実施するものです。関係省庁が所管する施設について、各部門における優れた取組や技術開発を行った方に対して、各界の有識者による審査を経て、内閣総理大臣賞、各大臣賞、特別賞、優秀賞を決定します。

【文教施設の個別施設計画策定に関する相談窓口】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設企画課 施設マネジメント係
TEL:03-5253-4111 (内線) 4669
shisetulead-1@mext.go.jp

【公立学校施設に関する問合せ先（維持管理除く）】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設助成課 長寿命化対策推進係
TEL:03-5253-4111 (内線) 2463
tyousa-j@mext.go.jp

【社会教育施設に関する問合せ先】

文部科学省総合教育政策局
地域学習推進課 庶務係
TEL:03-5253-4111 (内線) 2969
chisui@mext.go.jp

【社会体育施設に関する問合せ先】

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付
施設企画係
TEL:03-5253-4111 (内線) 3773
stiiki@mext.go.jp

【文化会館等に関する問合せ先】

文化庁企画調整課
総括係
TEL:03-5253-4111 (内線) 3143
b-sisetu@mext.go.jp

【公立学校施設の維持管理に関する問合せ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設企画課 指導第二係
TEL:03-5253-4111 (内線) 2292
shisetulead-2@mext.go.jp

計画未策定の設置者一覧(公立学校施設)

令和7年3月31日時点

都道府県名	設置者数	地方公共団体名
1 北海道	1	千歳市
2 青森県		
3 岩手県		
4 宮城県		
5 秋田県		
6 山形県		
7 福島県	4	桑折町、大玉村、大熊町、新地町
8 茨城県		
9 栃木県		
10 群馬県		
11 埼玉県		
12 千葉県	1	成田市
13 東京都		
14 神奈川県		
15 新潟県		
16 富山県		
17 石川県		
18 福井県		
19 山梨県		
20 長野県		
21 岐阜県		
22 静岡県		
23 愛知県		
24 三重県	1	木曾岬町
25 滋賀県	2	大津市、米原市
26 京都府		
27 大阪府	1	泉大津市
28 兵庫県		
29 奈良県		
30 和歌山県		
31 鳥取県		
32 島根県		
33 岡山県		
34 広島県		
35 山口県		
36 徳島県		
37 香川県		
38 愛媛県		
39 高知県		
40 福岡県		
41 佐賀県		
42 長崎県		
43 熊本県		
44 大分県		
45 宮崎県		
46 鹿児島県		
47 沖縄県		
合計	10	

計画未策定の設置者一覧(社会教育施設)

令和7年3月31日時点

都道府県名	設置者数	地方公共団体名
1 北海道	29	小樽市、三笠市、千歳市、歌志内市、富良野市、北斗市、松前町、七飯町、八雲町、江差町、奥尻町、留寿都村、京極町、岩内町、積丹町、余市町、剣淵町、美深町、遠軽町、遠軽町、豊浦町、白老町、平取町、えりも町、池田町、浦幌町、厚岸町、標茶町、中標津町
2 青森県	4	青森市、黒石市、外ヶ浜町、板柳町
3 岩手県		
4 宮城県	3	角田市、栗原市、利府町
5 秋田県		
6 山形県	2	河北町、遊佐町
7 福島県	9	郡山市、南相馬市、桑折町、大玉村、会津坂下町、柳津町、鮫川村、川内村、新地町
8 茨城県	7	常総市、常陸太田市、つくば市、ひたちなか市、美浦村、河内町、境町
9 栃木県	8	宇都宮市、足利市、佐野市、那須烏山市、益子町、壬生町、塩谷町、高根沢町
10 群馬県	8	高崎市、桐生市、太田市、藤岡市、神流町、長野原町、草津町、昭和村
11 埼玉県	1	行田市
12 千葉県	4	成田市、市原市、南房総市、長生村
13 東京都	2	葛飾区、奥多摩町
14 神奈川県	2	鎌倉市、清川村
15 新潟県	9	三条市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、阿賀野市、胎内市、阿賀町、関川村
16 富山県	1	朝日町
17 石川県	2	七尾市、輪島市
18 福井県	1	美浜町
19 山梨県	1	昭和町
20 長野県	1	高森町
21 岐阜県	4	関市、羽島市、海津市、笠松町
22 静岡県	3	磐田市、伊豆の国市、河津町
23 愛知県	3	豊橋市、長久手市、大口町
24 三重県	7	名張市、熊野市、伊賀市、木曾岬町、大紀町、南伊勢町、紀宝町
25 滋賀県	2	大津市、米原市
26 京都府	5	舞鶴市、宮津市、京丹後市、井手町、笠置町
27 大阪府	6	泉大津市、羽曳野市、摂津市、大阪狭山市、島本町、岬町
28 兵庫県	5	芦屋市、相生市、赤穂市、西脇市、丹波篠山市
29 奈良県	7	奈良市、大和高田市、橿原市、桜井市、山添村、川上村、東吉野村
30 和歌山県	5	有田市、新宮市、由良町、那智勝浦町、太地町
31 鳥取県		
32 島根県	3	出雲市、大田市、安来市
33 岡山県	6	瀬戸内市、真庭市、美作市、里庄町、矢掛町、奈義町
34 広島県	1	広島市
35 山口県	2	下関市、光市
36 徳島県	1	藍住町
37 香川県	2	丸亀市、さぬき市
38 愛媛県	1	宇和島市
39 高知県	1	馬路村
40 福岡県	5	飯塚市、小竹町、大任町、福智町、築上町
41 佐賀県		
42 長崎県		
43 熊本県	2	熊本県、宇城市
44 大分県		
45 宮崎県	1	日之影町
46 鹿児島県	3	指宿市、霧島市、東串良町
47 沖縄県	7	石垣市、豊見城市、大宜味村、本部町、読谷村、南風原町、渡嘉敷村
合計	176	

計画未策定の設置者一覧(社会体育施設)

令和7年3月31日時点

都道府県名	設置者数	地方公共団体名
1 北海道	23	赤平市、紋別市、千歳市、歌志内市、北斗市、松前町、福島町、奥尻町、留寿都村、京極町、岩内町、積丹町、余市町、剣淵町、美深町、豊浦町、白老町、洞爺湖町、平取町、池田町、浦幌町、標茶町、中標津町
2 青森県	6	青森市、八戸市、黒石市、今別町、板柳町、東通村
3 岩手県	1	西和賀町
4 宮城県	3	石巻市、栗原市、東松島市
5 秋田県		
6 山形県	3	鶴岡市、河北町、遊佐町
7 福島県	12	本宮市、桑折町、大玉村、会津坂下町、柳津町、棚倉町、鮫川村、平田村、古殿町、川内村、大熊町、新地町
8 茨城県	5	水戸市、古河市、龍ヶ崎市、美浦村、河内町
9 栃木県	6	足利市、那須烏山市、益子町、芳賀町、塩谷町、高根沢町
10 群馬県	6	高崎市、桐生市、沼田市、神流町、草津町、みなかみ町
11 埼玉県	3	狭山市、蕨市、嵐山町
12 千葉県	5	茂原市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、大多喜町
13 東京都	3	文京区、奥多摩町、新島村
14 神奈川県	4	藤沢市、座間市、綾瀬市、清川村
15 新潟県	3	三条市、阿賀野市、佐渡市
16 富山県		
17 石川県	5	七尾市、珠洲市、白山市、川北町、津幡町
18 福井県		
19 山梨県	1	大月市
20 長野県	3	小諸市、青木村、辰野町
21 岐阜県	3	笠松町、安八町、揖斐川町
22 静岡県	2	伊豆の国市、河津町
23 愛知県	6	みよし市、あま市、豊山町、大口町、阿久比町、美浜町
24 三重県	4	名張市、熊野市、大紀町、南伊勢町
25 滋賀県	2	大津市、米原市
26 京都府	5	京丹後市、南丹市、笠置町、和束町、京丹波町
27 大阪府	8	堺市、岸和田市、泉大津市、泉佐野市、摂津市、大阪狭山市、島本町、岬町
28 兵庫県	11	芦屋市、西脇市、宝塚市、丹波篠山市、養父市、淡路市、宍粟市、猪名川町、多可町、稲美町、香美町
29 奈良県	11	奈良市、大和高田市、桜井市、山添村、平群町、三郷町、広陵町、大淀町、黒滝村、川上村、東吉野村
30 和歌山県		
31 鳥取県		
32 島根県		
33 岡山県	6	笠岡市、高梁市、瀬戸内市、真庭市、和気町、里庄町
34 広島県		
35 山口県	1	美祿市
36 徳島県	2	那賀町、藍住町
37 香川県	1	丸亀市
38 愛媛県		
39 高知県	3	土佐市、本山町、仁淀川町
40 福岡県	5	飯塚市、宇美町、大任町、福智町、築上町
41 佐賀県	1	玄海町
42 長崎県		
43 熊本県	6	八代市、菊池市、天草市、山都町、五木村、山江村
44 大分県		
45 宮崎県	1	日南市
46 鹿児島県	4	鹿児島市、指宿市、南さつま市、東串良町
47 沖縄県	6	豊見城市、国頭村、本部町、金武町、伊江村、伊是名村
合計	180	

計画未策定の設置者一覧(文化会館等)

令和7年3月31日時点

都道府県名	設置者数	地方公共団体名
1 北海道	6	江別市、千歳市、北斗市、積丹町、余市町、中標津町
2 青森県	3	青森市、黒石市、板柳町
3 岩手県	1	軽米町
4 宮城県	4	栗原市、東松島市、利府町、女川町
5 秋田県		
6 山形県	1	山形県
7 福島県	2	南相馬市、新地町
8 茨城県	4	水戸市、常総市、常陸太田市、河内町
9 栃木県	5	足利市、佐野市、日光市、益子町、高根沢町
10 群馬県	4	高崎市、桐生市、太田市、高山村
11 埼玉県		
12 千葉県		
13 東京都	3	荒川区、葛飾区、新島村
14 神奈川県	1	清川村
15 新潟県	4	十日町市、村上市、佐渡市、阿賀町
16 富山県		
17 石川県	1	七尾市
18 福井県	1	美浜町
19 山梨県	1	北杜市
20 長野県		
21 岐阜県	1	関市
22 静岡県	3	富士市、伊豆の国市、長泉町
23 愛知県	1	大口町
24 三重県	4	名張市、熊野市、木曾岬町、南伊勢町
25 滋賀県	1	大津市
26 京都府	2	宮津市、向日市
27 大阪府	4	大阪市、枚方市、箕面市、交野市
28 兵庫県	4	相生市、西脇市、丹波篠山市、稲美町
29 奈良県	7	奈良市、大和高田市、桜井市、明日香村、吉野町、黒滝村、東吉野村
30 和歌山県	1	新宮市
31 鳥取県		
32 島根県	2	大田市、川本町
33 岡山県	2	真庭市、里庄町
34 広島県	1	庄原市
35 山口県		
36 徳島県	1	藍住町
37 香川県		
38 愛媛県	2	愛媛県、宇和島市
39 高知県	1	南国市
40 福岡県	2	福智町、築上町
41 佐賀県		
42 長崎県		
43 熊本県	1	宇土市
44 大分県	1	臼杵市
45 宮崎県		
46 鹿児島県	5	阿久根市、指宿市、曾於市、霧島市、東串良町
47 沖縄県	2	石垣市、糸満市
合計	89	

文教施設の点検状況等調査の結果

令和7年3月31日時点

	施設の点検の実施率	措置が必要な施設の修繕率
学校施設	99.5%	51.6%
社会教育施設	96.0%	44.2%
社会体育施設	86.3%	43.8%
文化会館等	95.9%	48.6%

※昨年度とは集計方法が異なるため値に開きがある

施設共通

- 「文部科学省の支援策、専門家による計画策定の留意点や自治体からの事例紹介等について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/infra/1421853_00003.htm
- 「文教施設分野における包括的民間委託導入に向けた手引き」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/infra/1421853_00008.htm
- 「文教施設における多様な PPP/PFI 事業等の事例集」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650_00001.htm
- 「文教施設におけるコンセッション事業導入段階における検討のポイント・課題」
https://www.mext.go.jp/content/20250402-mxt_sisetuki-000008003_12.pdf

公立学校施設

- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/036/toushin/1356229.htm
- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」
https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/03/1383568.htm
- 「学校と地域の将来設計！個別施設計画策定取組事例集」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/27/1383790_10.pdf
- 「学校施設の個別施設計画（ネクストステージ）事例集」
https://www.mext.go.jp/content/20210531-mxt_sisetujo-100003127_01.pdf
- 「公立学校施設に係る長寿命化計画講習会」の開催
長寿命化計画に対する理解の促進を目的とし、自治体職員を対象とした講習会を毎年開催
- 「学校施設の維持管理の徹底に向けて一子供たちを守るためにー〈追補版〉」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/mext_00005.html
※令和2年5月に作成した同名の手引きに、新技術の活用や官民連携等による効果的・効率的な維持管理の手法等を追記しました（R8.3.24公表予定）。

（参考資料）

- 「学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1334433.htm
- 「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1334433.htm
- 「学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）の充実・見直しに係る取組事例集」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1334433.htm

社会教育施設

- 「社会教育施設の複合化・集約化事例集」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1387273.htm

(参考資料)

- 「社会教育施設のインフラ維持管理・更新費の推計について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/mext_01276.html

社会体育施設

- 「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1385575.htm
- スポーツ施設のストック適正化に関する相談窓口（令和5年度）※R6.03.27まで
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329.htm
- 「令和2年度スポーツ施設の整備・運営等に関するオンラインセミナー」
第1回 個別施設計画について 講演資料
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/jsa_00043.html
- 「令和3年度地域におけるスポーツの場づくりに関するオンラインセミナー」
第1回 個別施設計画の策定及びその後の取組について 講演資料
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/jsa_00001.html
- 「令和4年度地域におけるスポーツの場づくりに関するオンラインセミナー」
第2回 誰もが楽しめるスポーツ施設の安全管理 講演資料（事例紹介：雲南市・豊中市）
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/jsa_00003.html
- 「令和5年度地域におけるスポーツの場づくりに関するオンラインセミナー」
第4回 個別施設計画の策定・更新
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/jsa_00007.html
- 「令和6年度地域におけるスポーツの場づくりに関するオンラインセミナー」
第2回 スポーツ施設におけるPPP/PFIの活用 講演資料
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/jsa_00009.html

(参考)

- 学校施設環境改善交付金
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00007.htm
※申請には、個別施設ごとの長寿命化計画に記載すべき事項を個別施設計画によらずとも確認できることが前提条件となっております。

文化会館等

- 「劇場・音楽堂等の改修等の現況、課題および維持管理に係る新技術等の活用について」
<https://www.zenkoubun.jp/support/pdf/202103.pdf>

(参考)

- 個別施設計画 参考資料
https://www.zenkoubun.jp/support/etc_plan.html

個別施設計画の記載事項

- インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）及び文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和 3 年 3 月）では、個別施設計画に盛り込むべき事項（以下「重要項目」という。）として以下を定めています。

- | | | | | |
|---|------------|-------|--------------|-----------|
| { | ・対象施設 | ・計画期間 | ・対策の優先順位の考え方 | ・個別施設の状態等 |
| | ・対策内容と実施時期 | ・対策費用 | | |

個別施設計画の内容充実において検討すべき事項

- 上記の重要項目を記載するとともに、以下について検討し、個別施設計画の内容充実を図ることが重要です。

・維持管理・更新のコスト抑制

近年の建設資材価格の変動等に対応し、計画的な維持管理・更新を実施するためには、コスト抑制を図るための取組が重要です。例えば、予算の平準化、複数の整備案のコスト比較及び部局横断的な検討体制の構築に取り組む場合には、個別施設計画にその具体的な方針等を記載するようお願いします。

・公的ストックの最適化

各地方公共団体において、人口動態等を踏まえた効果的・効率的な施設整備等を図る観点から、域内の児童生徒数や学級数の推移・推計等について記載した上で、部局横断的な検討体制の下、例えば、他の公共施設との集約・複合化や適正規模・適正配置の検討を行っている場合に、その検討内容について個別施設計画に反映するようお願いします。

・維持管理を含めた PPP/PFI などの官民連携手法の導入

施設の維持管理・更新の実施に当たっては、PPP/PFI や包括的民間委託などの官民連携手法を通じた民間の創意工夫を取り入れることで、職員不足への対応、効率的就業良好な公的サービスの提供の実現が期待されます。については、官民連携手法の導入を積極的に検討するようお願いします。さらに、官民連携手法の導入に関する方針等を定めている場合には、個別施設計画にもその内容を反映するようお願いします。

・新技術の導入

文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和 3 年 3 月）では、現場への導入段階に至った建築物に関する新技術や手法について、その導入を図っていくこととされています。例えば、個別施設計画において、新技術を活用した対策費用の試算結果を記載しておくことで、円滑な新技術の導入・活用が期待されます。

については、点検・診断や補修・更新において新技術の導入の検討を行うとともに、検討によって得られた知見を踏まえた個別施設計画の内容の充実を行うようお願いします。さらに、検討内容に基づいた新技術の積極的な導入・活用をお願いします。

社会的要請へ対応するために配慮すべき事項

- 上記の他、策定した個別施設計画が公共施設等総合管理計画の内容を踏まえつつ、各設置者の教育ビジョン等に掲げられた施策や、社会状況の変化等を踏まえた、新しい時代の学びを実現するための公立文教施設の整備に繋がるものとなるよう、下記のような観点から適時に見直し、施設の機能向上を図っていくことも重要です。

また、令和7年8月に策定した公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標では、令和12年度末までに原則全ての学校設置者において、バリアフリー化に関する整備計画や方針が策定されることを取組目標として設定しています。これについて、個別施設計画にバリアフリー化を行う対象や整備内容、整備時期等に関することを位置付けることで、当該整備計画・方針とすることも可能としておりますので、この観点からも積極的に個別施設計画の内容の充実に取り組むようお願いいたします。

- ・誰もが安心して学べるバリアフリー環境の整備
 - ・少人数学習やグループ学習等に柔軟に対応できる教育環境の整備
 - ・大容量通信に耐えうるネットワーク環境の整備
 - ・健やかに学習できる衛生環境の整備
 - ・避難所としての防災機能の強化
 - ・ゼロエネルギー化に向けた取組の推進
- など